

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべきことの命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第7条第8項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	1 処分の要件 法第7条第1項の規定に基づく汚染除去等計画を提出した者が、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと都道府県知事（市長）が認めるとき。 2 処分の内容 汚染除去等計画の提出者に対し、実施措置を講ずるよう命ずることができる。	
	参 考 事 項	施行規則第42条 (罰則) 法第65条
	設 定 等 年 月 日	令和3年2月12日設定 (令和3年4月1日最終変更)